

令和3年12月1日

事業者  
安全衛生管理担当者 ) 様  
労務管理担当者

(一社) 山梨県労働基準協会連合会

各種講習会開催（令和3年12月～令和4年2月分）のご案内

日頃より当連合会及び労働基準協会の運営にご協力を賜りお礼申し上げます。  
令和3年12月中旬～令和4年3月までの各種講習会の開催予定をご案内しますので、  
日程調整の上、必要な資格・教育等について積極的な申し込みをお願いします。

### 今後の講習会等予定

12月13日（月）～14日（火）  
有機溶剤作業主任者技能講習  
**残り僅か**

12月16日（木）～17日（金）  
安全管理者選任時研修  
**残り僅か**

令和4年  
1月11日（火）  
KYTリーダー養成研修

1月20日（木）～21日（金）  
安全衛生推進者養成講習

2月10日（木）  
職場リーダー向けリスクアセスメント研修  
（中央労働災害防止協会の出張講習です）

2月17日（木）～18日（金）  
特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習（一般）  
**追加講習 お早めの申込みを（年明け11日頃のUpを予定しています）**

2月21日（月）～22日（火）  
産業用ロボット特別教育（学科）

2月24日（木）～25日（金）  
有機溶剤作業主任者講習

2月分については、年明けの上旬のUpを予定しております。受講を希望される方は、年明け上旬になりましたら当会HPのチェックをお願いします

令和4年1月分の講習会等の申込用紙のHP掲載は12月6日（月）の予定です。



# 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習 今年度は、残すは2回！！

## 3月までに資格者を養成し、選任することが大原則！！

法改正によりアーク溶接のヒュームが、特定化学物質に該当することになりました。これにより、工場内、現場にてアーク溶接を行う場合には、一定の管理が求められるとともに、令和4年4月から、作業主任者の選任が必要になっていきます。

製造業のみならず、各種メンテナンス等でアーク溶接を行う場合は、特化則に基づく管理が必要になってきます。

3月末までの講習会は、残すところ2回となりました。

4月以降も講習会は開催していきませんが、3月までに資格者を養成し、作業現場に作業主任者を選任しその業務を行わせることが必要です。

この機会に積極的に受講されるようお勧めします。

---

## 建設業関係及び溶接業関係の皆様へ

建設現場等で請負業者がアーク溶接作業を行う場合において、上記のとおり、作業主任者の選任が必要になります。この場合、元請け現場代理人等が作業主任者に選任されたとしても、実質的に作業主任者の職務が行えないため、実際に作業をする請負業者の中から作業主任者を選任しなければ法律の要件を備えることにはなりません。（作業方法の決定・指揮、保護具の使用状況の監視等が作業主任者の職務であり、元請けの者ではその職務が行えない。）

これまでの受講状況からは、本当に必要な（溶接作業を行う）請負業者における受講が少ないと思われる状況にあります。

**実際に溶接業務を行う請負業者において、資格の取得及び選任が必要**になりますので、作業者の健康確保、法律への対応のため、早期に資格取得に取り組みましょう。

なお、山梨県建設業協会・建災防山梨県支部、山梨県鉄構溶接協会ではそれぞれの会員向けに講習会を開催しています。

年度内の実施予定は以下のとおりですので、会員事業場にあっては、所属団体での講習会を受講されるようお願いいたします。

また、建災防の「建設業一般」の回には、建設事業者であれば、誰でも受講できることとなっていますので、それぞれの団体にお問い合わせ下さい。

### 建災防関係

2月2日～3日（会員（県内全域））

3月10日～11日（建設業一般）

### 溶接協会関係

1月24日～25日